

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和3年度第2回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和3年7月5日(月)午後2時から午後4時30分まで
開催場所	市役所7階 第2・3委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：岩崎委員(会長)、清水委員、小川委員、飯田委員、関戸委員、岡本委員、水野委員、木村委員、菅原委員、石黒委員 欠席委員：山田委員、村平委員 事務局：中村総務部長、小松協働安全課長、須藤統括主査、桑野主任、秋田秘書企画課長、小出主幹、岡田主任
会議の議題	(1) 岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について (2) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の会長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	資料9-1～9-12：岩倉市自治基本条例の推進状況について 附属資料1：【資料9-4関連】岩倉市機構図 附属資料2：【資料9-7関連】岩倉市当初予算 附属資料3：【資料9-7関連】岩倉市の財政状況 附属資料4：【資料9-7関連】健全化判断比率 附属資料5：【資料9-8関連】施策評価結果の総括 附属資料6：【資料9-8関連】新たな行政評価制度の方針について 附属資料7：【資料9-9関連】防災関係協定一覧 参 考 資 料：令和2年度岩倉市議会基本条例検証シート
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	議事録作成者 桑野・岡田

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

（1）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

①市民参加手続の実施状況

【資料7】について須藤統括主査より説明

会 長：市民委員登録制度の登用の手続はどのようになるのか。

事務局：市民委員に登録する際、登録申請書に興味のある分野を記入していただいております。その情報を含めた登録者名簿を担当課に提供している。担当課が、策定する計画等の分野に興味のある登録者の中から無作為に抽出し、委員就任の依頼をすることとなる。

委 員：令和2年度の新規登録者数が24人である一方、20人近くの方が更新をしていない。更新をしない理由は把握しているのか。

事務局：更新を辞退される方からは多くの場合、電話にてその旨連絡があるが、高齢を理由とすることが多い。アンケートの回答に同封し登録申請書を提出いただいている場合が多いため、登録者名簿に記載されている方でも、市民委員登録制度というものを認識せず登録している方や、平日の日中の会議を想定せず登録されている方もいるため、委員就任の依頼をしても断られる場合もある。

会 長：登用条件を詳細に記載してもらうことは難しいが、登録者との認識のギャップを埋めるため、アンケートに同封する用紙の見直しが必要になってくる。

事務局：検討していく。

委 員：自分自身が市民委員に登録し、この審議会の委員となったが、若い時にこのような意見を言う機会があれば良かったという思いがありつつ、子育てがひと段落したタイミングだからこそ委員を引き受けることが出来たという思いもある。更新されない理由の多くが高齢によるとのことだが、登録している方の年齢分布はどのようになっているのか。

事務局：年齢分布を正確に調べたことはないが、アンケート対象者の年齢構成はまんべんないため、20代の若い方からも登録の申請はある。実際に、男女共同参画基本計画推進委員会では、子育て世代の母親の意見を聴きたいとの意図から、市民委員登録制度を活用し、30代の主婦の方を委員として登用した。今後、年齢分布については把握していきたいと思う。

会 長：更新時の案内に併せて、自治基本条例審議会ではどのような審議が行われ、そこに市民委員が委員として参加していることなどイメージのできる具体的な活動事例をお知らせできれば、登録を更新する市民委員が増えるのではないかと。

事務局：更新の案内だけではなく、新規に登録する際にも、具体的に活動のイメージがしてもらえよう工夫をしていきたい。

②市民参加手続の実施予定

【資料7】、【資料7-2-1】、【資料7-2-2】について須藤統括主査より説明

会 長：この資料がホームページで公表されているのか。

事務局：そのとおり。

会 長：どのくらいアクセスがあるか把握しているか。

事務局：把握していない。

委 員：【資料7-2-1】の表の実施時期（予定）に30日間と記載があるが、これは何か。

事務局：市民参加条例にパブリックコメントの規定があり、30日間以上期間を設けなくてはならないこととなっている。この資料の30日間という記載は、担当課としてパブリックコメントを30日間予定していることを表している。

会 長：この資料では、そこまで理解することはできない。

委 員：表の市民参加の手続の方法のパブリックコメント手続の下に「実施期間30日間」と記載したほうが分かりやすいのではないか。

事務局：検討する。

委 員：【資料7-2-2】の既存計画の評価について、実施される市民参加の手続の方法が1種類のものが多いが、複数実施の対象とはならないのか。

事務局：内部的な整理として、市民参加条例第6条第2項の評価とは、単年度の評価ではなく、計画期間の総括的な評価と捉えている。総括的な評価については、計画の改訂や次期計画の策定も伴うため、複数の市民参加の手続を実施している。

会 長：3の行政経営プランは複数の手続を実施することを予定しているが、5年間の総括をするため複数の市民参加の手続を実施する。また、環境基本計画と地域福祉計画は次期計画の策定の年となるため、策定に伴い、複数の市民参加の手続を実施することとなる。ただし、その整理について明記されていないため、逐条解説に記載したらどうか。

事務局：検討する。

委 員：委員公募の予定がないというのは、任期途中なので令和3年度に公募の予定がないということと、会議そのものに公募の委員を入れる予定がないことの、どちらか。

事務局：今までの資料は、その整理がされないまま作成されていたが、市民に対して、市民参加の機会を公表するためにも、その年度の委員の公募の有無で整理していきたい。ただし、公募の委員を入れること自体の予定がない会議が埋もれていかないよう様式を検討していく。

③令和2年度の協働の取組状況について

【資料8-1】、【資料8-2】について桑野主任より説明

会 長：お祭りなど中止となった事業の予算は翌年度にスライドするのか。

事務局：あくまでもその年度の事業が中止となっているため、翌年度事業に対しては新たに

予算を計上することとなる。

委員：実施した事業について説明いただいたが、これだけコロナの影響で実施できなかった事業があるという事実が重要だと思う。今後、市民活動団体が事業を実施できるよう、団体向けに市民活動支援センターで講座を実施してもらえるとありがたい。

会長：市民活動支援センターではどのように考えているのか。

委員：市民活動団体の中でも、まだ集まること自体に抵抗を感じる団体もあれば、しっかりと対策をとることができれば集まって活動をするという団体もある。構成員の年齢層や活動内容によって対応も変わってくると思うが、他市町の動向をみるとまちづくりに関する話し合いは行われており、まずそのような活動から初めて、徐々に広げていけたらと思う。

会長：公的な施設で何かあったらどうするという意見も多くあると思うが、ワクチンの接種が進むことによって、状況は変わってくると思う。行政区では、どのような対応をしているのか。

委員：行政区でも、活動をされる方は高齢者が多く、人を集める活動が出来ていない。ワクチンを接種したからもう大丈夫という事でもないと思うので、今後の対応を役員会で協議したいと思っている。保健推進委員の活動がコロナの影響によりできなかったと認識しており、実施の可否は保健師の判断によるものと聞いている。実績として、79回地区活動が実施されているとなっているが、どのように実施しているのか。

事務局：地区担当の保健師と保健推進委員がマスク着用や換気の実施などの対応をすることで事業が実施できるのかを判断している。令和元年度は356回実施しており、令和2年度は限定的な実施となっている。

(2) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

【資料9-1】について小出主幹より説明

会長：政策提案制度の実績で令和2年度の提案が採択されたことは良いこと。政策提案制度の対応について、資料の審議会での主な意見欄にあるとおり、提案の最初と結果を伝えるときに提案者と直接話をする機会は設けられているか。

事務局：設けている。

会長：条例本文を変更する必要はないと考えるが、議会基本条例の陳情や請願との取り扱いに差があるのでは。

事務局：自治基本条例としてではなく、市民参加条例として検討する。

委員：市民討議会は制度として大変良い。今後の課題として、市民討議会等を多くの課が活用できるようにする、とありとても良いと思うが、一方で今までは限定された課でしか行われていなかったということか。多くの課に広められるような具体策はあるか。

事務局：結果として、一部の課でしか活用されていない状況。討議会に適したものや不向き

なものがある中で、こういった市民参加手続きを行う予定であるか把握できるため、必要に際して提案していくよう努めたい。

委員：適・不適を判別できるようなチェックリストを作成し、市民参加手続きの選択肢を増やせるようにしてはどうか。

事務局：毎年度評価するものについては、市民討議会を行うことは難しいと考える。市民討議会に限らず、様々な市民参加手続きを行うよう促していきたい。

会長：夢さくら公園の芝生の管理は市民参加で行えないか。

事務局：コロナ禍ということもあり、団体と話し合いができていない。

会長：管理する責任という部分も含めて市民参加ができると思う。

委員：自分にも芝張りの案内が来た。自分が携わったことを覚えてもらっている、アフターケアができていると感じたので、そのことをもっと外部に伝えたくなった。市と繋がっていることを感じることで良かった。

会長：市民参加が進んでいるという状況は良いこと。市民の定義に団体も含まれると思うが、企業市民への参加の働きかけはどうなっているか。

事務局：これまで以上のプラスアルファ部分を市全体として行えてはいないが、協定という形で企業とは連携が進み、実績がある。

会長：企業側としてはどうすれば参加しやすくと考えるか。

委員：現在は災害に関する協定を結んでいるので、そこから始めていきたい。

委員：今はアダプトプログラムに参加しており、今後の展開としては災害に関することに協力していけたら良いと考えている。

会長：どうやったら一層、企業との連携が進むか考える必要がある。

事務局：企業の参加について、もう1点情報追加をすると、市制50周年記念事業として、企業も対象としている市民の夢協えるプロジェクトというものがあり、石塚硝子(株)やいわくら観光振興会とも連携を行っている。

会長：来年度の資料に加わるということか。

事務局：そのとおり。

【資料9-2】について小出主幹より説明

委員：役員のなり手が見つからない。区の運営の継続性が危ぶまれている。

会長：コロナ禍でのアイドルリング時間を利用して会計等のマニュアル作成等をして、引き継がれる人への負担を減らすことはできないか。

委員：なり手不足については、本当によく耳にする。会計のマニュアル作成については、区によって会計の細かい基準が異なるため難しい。一方で、役員になる方たちのパソコンスキルは向上している。新しいなり手への負担軽減として、区の行事を減らすことも一つの手段かもしれない。

会長：少子高齢化社会に合わせ、行事の見直しをする必要はあるかもしれない。少なくともそういったことを検討する場があることは良いと考える。行事を誰のためにどういった目的で行っているのか、考え直す必要がある。

委員：イベントを行う際の保険についてもネックがある。

事務局：イベント保険については把握しているが、現状は団体保険で対応できるものもある。
社会福祉協議会のボランティア保険に入っている団体もある。

会長：市が保険への支援を行うことや市が包括的に保険に入るのも良いと思う。

委員：今後の取組の方向性欄に小学校区単位で考える必要がある旨の記載が欲しい。

事務局：記載する。

委員：コロナ禍での対応について、リアルに対応することが重要と考えてしまう。

会長：PTAなど若い世代とのつながりを考えるとウェブ上でのやり取りも効果的と考えるが、年齢差が出てしまう部分はあると考える。リアルの重要性は理解できる。

委員：若い世代を巻き込むことの難しさを感じている。

会長：在宅勤務が続くことで居住地域に意識が向く若年層も増えると考ええる。

3 その他

次回会議日程 7月12日（月）午前10時から 第2・3委員会室